

公営競技場の有効利用に関する考察

山本 将利

慶應義塾大学 SFC 研究所

<目次>

はじめに

第1章 公営競技の歴史的背景と現状

第2章 公営競技の廃止と跡地利用の課題

第3章 公営競技場の現状と施設利用の課題

第4章 公営競技場施設の有効活用への考察

はじめに

公営競技は、戦後間もない時代に、関連産業の振興や地方公共団体の財源確保のために開始され、70年以上続いている。開始した時期から順調に売上を伸ばしてきており、経営上の問題が生じなかったが、平成に入りレジャーの多様化や経済の低迷の長期化等により売上の減少が続き、2000年頃から廃止に至る例がみられるようになってきた。

公営競技場は、広大な敷地に複数の施設からなっているが、一時期における赤字による廃止を決めた際にも、跡地を含めた施設の有効活用について十分な検討がなされてきたとは言えない状況にあった。また、現存する公営競技場においても、昭和の時代に多くの入場者があった頃を基準に施設が整備されており、入場者の減少に対応した施設の有効活用が課題である。有効活用にあたっては、地方公共団体が独自で検討し整備を進める従来の方法にとらわれず、公民連携による方策の検討や整備を検討していくことが求められる。

公営競技を対象とした研究としては、古川（1998）が競輪の競技としての変容過程についてたどり、ギャンブルとスポーツの関係について考察している。また、寄藤（2005）は地理学の立場から常滑競艇場を調査フィールドとして、公営競技（ボートレース）の実施地域や愛好者についての空間形成について研究している。小川（2006）は、公営競技（競輪）の廃止時における損失補填について法律面からの研究を行っている。江口（2009）は現役ボートレース選手の立場から、ボートレースの活性化についての考察を行っている。また、石川（2010）は公営競技関係団体役員の立場から、公営競技業界の課題と実施してきた施策について概要を述べており、渡辺（2014）は競輪開催業務を運営する会社経営者の立場から、競輪場を多くの市民へ開放することが可能であるとし、市民の健康やスポー

ツ拠点としての役割を果たすことが競輪再生につながるとしている¹。

公営競技の政策課題という観点からの研究としては、古林（2016）が競輪事業を中心に拡大期に至るまでの過程を整理し、古林（2017）は引き続き競輪を中心に「拡張」と「縮小」と題して競輪場廃止の経緯、場外発売所²の展開や電話投票・ネット投票³の進展、ナイター競輪・ミッドナイト競輪⁴について整理し、競輪の未来について展望している。また、福井（2017a, b）が、公共政策という観点からボートレースにおける政策課題についての考察を行っている。

このように、公営競技は地方公共団体が経営主体であるという観点からの研究事例は多くない状況にある。本稿では、施設の有効利用は経営的な観点からも重要であるとともに、地方公共団体の政策にも影響を及ぼすという考えのもとに、公営競技廃止後の跡地利用例や、現状の公営競技場における施設の有効活用についての課題を明らかにし、今後の公営競技施設の有効活用について公民連携の可能性を含めて考察することとする。

第1章 公営競技の歴史的背景と現状

1 公営競技の売上推移

公営競技とは、競馬（中央競馬、地方競馬）、競輪、ボートレース、オートレースを指し、賭博罪の例外規定として特別法の制定⁵により、関連産業の振興と地方財政への貢献を目的に、主に地方公共団体が運営主体となり、戦後間もない時代⁶から開始された。

どの競技においても開始から昭和時代までは順調に売り上げを伸ばし、その売り上げの一部は関連産業振興のための財源となり、事業の利益は地方公共団体の各種インフラ整備

¹ 渡辺は千葉競輪場の再生について提案し、オリンピックにおける自転車トラックレースで用いられる周長 250mのドームを自社で整備する構想を提示した。

² レースが行われている公営競技場以外で投票券を購入できる場所

³ 電話投票とは電話機の数字を押すことで投票券を購入できる仕組みである。インターネット投票は、パソコンまたはスマートフォン（携帯電話）の画面から投票券を購入することである。

⁴ ナイター競輪とは、野球やサッカー等のプロスポーツと同様に夕方から夜にかけてレースを実施するものである。午後9時までには終了する。中央競馬を除く、他の競技でも同様に実施されている。ミッドナイト競輪とはナイター競輪が終了した後の午後9時以降に実施するレースである。終了が午後11時30分頃となるため、競輪場周辺地域への対策として観客を場内に入れず、インターネットのみで投票券を発売している。オートレースでも同様のレースを実施している。

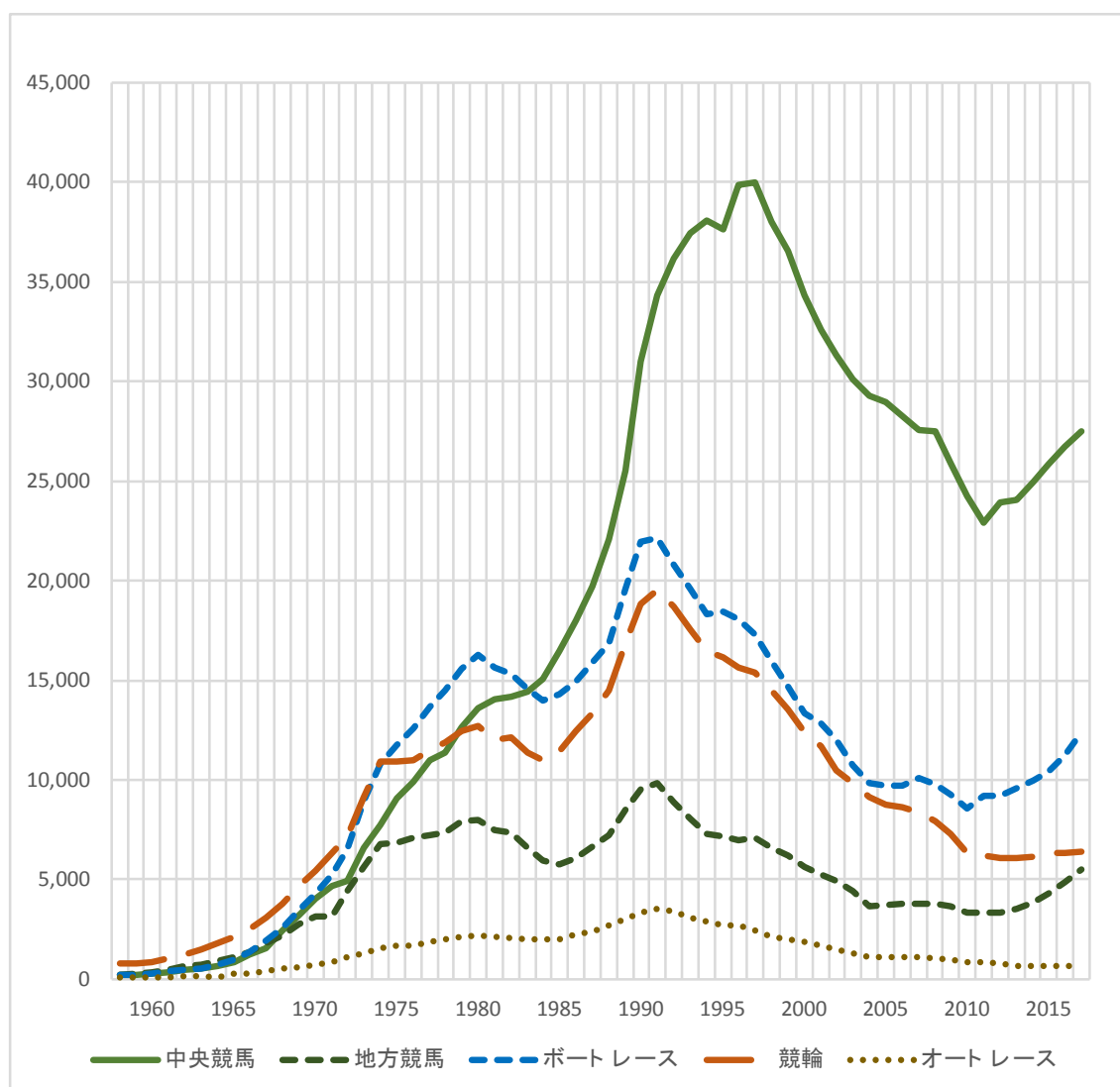
⁵ 競馬は競馬法、競輪は自転車競技法、ボートレースはモーターボート競走法、オートレースは小型自動車競走法により定義されている。

⁶ 競輪は小倉競輪場（北九州市）で1948年に、ボートレースは大村競艇場（長崎県大村市）で1952年に、オートレースは船橋オートレース場（千葉県船橋市）で1950年に開始された。競馬については戦前から存在したが、現在の競馬法が制定されたのは1948年である。

の財源として活用されるなど、産業振興や地方公共団体の財源確保に非常に大きな役割を果たしてきた。また、事業の実施により、各公営競技場による雇用や関連する商取引を生み、地域経済の活性化にも貢献し、地域のレジャーの場所を提供してきた。

公営競技の売上は年々伸びていたが、バブル経済崩壊後の1990年代に売り上げのピーク（約8.9兆円）を迎え、バブル経済の崩壊とともに、減少の一途をたどってきた。レジャー活動の多様化、インターネット等情報化の進展により、売上の減少は続いていたものの、2012（平成24）年度の約4.2兆円を底に、公営競技の売上は増加傾向に反転している。しかしながら、2017（平成29）年度においてもピーク時の半分程度と、全盛期にはほど遠い状況にある。

図1 公営競技の売上推移（単位：億円）



(資料) 各団体資料より筆者作成

第2章 公営競技の廃止と跡地利用の課題

1 公営競技の廃止

さきに述べた通り、売上が順調に伸びていた時期にも場外発売の増加や情報システム等整備により経費は上昇していたが利益が確保でき表面化してこなかったため、削減へのインセンティブがはたらかなかつた。そのため、売上が減少傾向となったにもかかわらず、経費の削減への取り組みが遅れてきた結果、公営競技の実施自体が赤字を生むようになり、各所において、継続するか撤退するかの検討がなされ、2000年ごろから地方競馬、競輪、オートレースにおいて、撤退（廃止）した例が出てきている。

2000年以降で廃止になった公営競技場は表1の通りであり、地方競馬11か所、競輪7か所、オートレース場1か所が廃止された。

表1 廃止になった公営競技場（2000年以降、競技別）

競技種類	公営競技場	廃止年月
競輪	甲子園競輪場	2002年3月
	西宮競輪場	2002年3月
	門司競輪場	2002年3月
	花月園競輪場	2010年3月
	大津びわこ競輪場	2011年3月
	観音寺競輪場	2012年3月
	一宮競輪場	2014年3月
地方競馬	中津競馬場	2001年6月
	三条競馬場	2001年8月
	上山競馬場	2003年3月
	足利競馬場	2003年3月
	高崎競馬場	2004年12月
	宇都宮競馬場	2005年3月
	岩見沢競馬場	2006年10月
	北見競馬場	2006年11月
	旭川競馬場	2008年10月
	荒尾競馬場	2011年12月
	福山競馬場	2013年3月
オートレース	船橋オートレース場	2016年3月

（資料）関係団体資料等より筆者調べ

2 跡地利用の状況

撤退した事例においては、累積の赤字が大きくなりやむなく事業に見切りをつけた例もあるが、事業実施時において売上や投資の見通しが十分でなく、また、事業経費の見直しに対する検討が十分でないまま、単年度の収支が赤字または赤字見込みであることなどから撤退してしまったという例もみられる。

そのため、撤退した後の跡地利用についての検討をすることなく、まず撤退（廃止）ありきで進められているという例がみられる。

2018年7月現在で跡地利用の状況は、表2のようになっている。

表2 廃止後の跡地利用の状況

用途	廃止された公営競技場	整備状況	備考
商業施設	西宮競輪場（西宮球場）	整備済（2008年）	民間所有
	大津びわこ競輪場	整備中	
物流施設	船橋オートレース場	整備中	民間所有
工業施設	上山競馬場	整備済（2012年）	場外馬券場あり
	旭川競馬場	整備済（2015年）	
住宅	甲子園競輪場	整備済（2005年）	民間所有
	花月園競輪場	整備中	
	門司競輪場	整備予定	
コンベンション施設	高崎競馬場	整備中	場外馬券場あり
スポーツ施設	足利競馬場	整備済（2010年）	体育館は2008年
	中津競馬場	整備済（2014年）	
	宇都宮競馬場	整備中	
公園	三条競馬場	整備済（2014年）	地域防災施設 体育館、一部未定
	福山競馬場	整備中	
研究フィールド	北見競馬場	現況で貸与	北見工業大学へ貸与
未定	観音寺競輪場	整備予定	不要施設を解体予定 場外車券場あり
	一宮競輪場	整備予定	民間へ跡地利用を公募 場外車券場あり
	荒尾競馬場	整備中	区画整理事業中 （一部民間所有）
	岩見沢競馬場	未定	場外馬券場あり 一部市民農園として貸出

（出典）筆者調べ

利用状況については、「産業系の利用」「住宅系の利用」「公共系の利用」に分けることができる。以下、それぞれの例について整理する。

（１）産業系の利用

◎商業施設

西宮競輪場（西宮球場）は阪急電鉄の主要駅である西宮北口に隣接していることから、施設を所有していた阪急電鉄による跡地利用が行われ、ショッピングセンター⁷として活用されている。

大津びわこ競輪場は、民間企業への跡地利用の公募が行われ、ショッピングセンター⁸としての整備が行われている。

◎物流施設

船橋オートレース場は、土地所有者の三井不動産が中心となり、物流施設⁹として整備中である。

◎工業施設

上山競馬場は、蔵王フロンティア工業団地として、工場を誘致¹⁰した。場外馬券売場はニュートラックかみのやまとして継続している。

旭川競馬場は、タイヤのテストコース¹¹として売却された。

（２）住宅系の利用

◎住宅等

甲子園競輪場は、阪神電鉄甲子園駅に近い場所にあり、施設を所有していた甲子園土地企業が土地を売却し、マンションが建設されている。

◎住宅地複合開発

花月園競輪場は京浜急行電鉄花月園前駅に近い場所にあり、UR（都市機構）による再開発¹²により住宅地として整備中である。

門司競輪場は鹿児島本線門司駅に近い場所にあり、北九州市の構想¹³として、住宅と公共施設の整備計画が公表されている。

⁷ 阪急西宮ガーデンズ（阪急電鉄ホームページ）

⁸ BRANCH 大津（仮称）（大和リースホームページ）

⁹ 三井ロジスティックパーク船橋（三井不動産ホームページ）

¹⁰ 東和薬品山形工場（市報かみのやま 2010 年 4 月 1 日号）

¹¹ 横浜ゴム北海道タイヤテストセンター（横浜ゴムホームページ）

¹² 鶴見一丁目地区防災公園街区整備事業（UR 都市機構ホームページ）

¹³ モデルプロジェクト再配置計画（大里地区）（北九州市ホームページ）

(3) 公共系の利用

◎コンベンション施設

高崎競馬場は、上越新幹線高崎駅に近い場所にあり、コンベンション施設¹⁴として整備中である。

◎スポーツ施設

足利競馬場は場外馬券の発売を行わなかったため、スタンド等が取り壊され運動公園¹⁵としてウォーキングコース、軟式野球場、テニスコート、遊具エリア等が整備され、敷地の一部に病院が整備されている。

中津競馬場は、アリーナ、野球場等からなる運動公園¹⁶として整備された。敷地の一部には商業施設が立地している。

宇都宮競馬場は、栃木県総合運動公園に隣接していることから既存のスポーツ施設の移転整備用地¹⁷となり、陸上競技場兼サッカー場が整備中である。

◎研究・教育施設

北見競馬場は、北見工業大学の実験等に用いるフィールド¹⁸として貸与されている。

◎公園

三条競馬場は、しばらくは場外馬券の発売を行っていたが2015年に発売終了した。現在は、公園¹⁹として整備され、地域防災拠点の建物をあわせて整備している。

福山競馬場は、公園、総合体育館の整備が基本計画で掲げられており、着工しているが、残りの敷地の用途は未定である。

(4) 場外車券・馬券売場

競輪・地方競馬の廃止後も、場外車券・馬券売場²⁰として利用されているところがみられる。これは、場外車券・馬券売場であることにより、売上に比例した賃借料が得られることから、当面の利用方法となっているものである。

しかし、場外車券・馬券売場は、スタンドの一部等の利用のみで十分であるため、広大な敷地を有効に活用しているとは言い難い状況にあり、それぞれの場で有効活用方策を検討し、整備を進めている。

¹⁴ 群馬県コンベンション施設（群馬県ホームページ）

¹⁵ 五十部運動公園（足利市ホームページ）

¹⁶ 大貞総合運動公園（中津市ホームページ）

¹⁷ 総合スポーツゾーンの整備について（栃木県ホームページ）

¹⁸ 北見工業大学オホーツク地域創成パーク（北見工業大学ホームページ）

¹⁹ 三条防災ステーション、三条市水防学習館（三条市ホームページ）

²⁰ 他の場所で行っているレースの投票券を購入できる施設、映像により観戦できる。

3 跡地利用についての考察と課題

跡地利用について整理した結果からは、以下のような点が明らかになった。

(1) 早期整備の条件

跡地利用の整備が終わった事例は19場中7場に留まっている。整備が早期に進んだ例は、土地が民間所有であったこと、民間のニーズがあったところである。

①民間による土地所有

転用が早期に進んだ事例は、民間企業が土地を所有しており、大都市圏等の立地に恵まれた例に限られている。

②民間への譲渡等

民間が跡地を活用するニーズがあるところは、早期の整備が進んでいるが、整備済の事例においても7～9年かかっている。

(2) 早期整備ができなかった要因

一方で、早期の跡地整備ができなかった要因としては以下の点をあげることができる。

①整備計画の不存在

公営競技の開催を廃止するならば、公営競技場の跡地活用を同時並行的に検討する必要があるが、数年間の収支状況により廃止すれば赤字が拡大しないという観点から、廃止したものと推測される。

②公共的利用の検討必要性

公営競技場はまとまった面積を有する土地であること、地方公共団体が所有していることから、跡地利用においては街づくりの観点から公共的な観点からの利用を行うことが求められる。そのため、既存公共施設の再整備用地としての活用が検討されることとなる。

スポーツ施設の整備、公園としての整備例がみられるが、短い例でも7年、長い例では10年以上が経過している。公共的利用の場合は、施設の解体・整備について、新たな財源が必要となること、建設した施設の維持管理にも継続的に費用がかかることから、慎重な検討が必要となるためであると考えられる。

(3) 今後の検討に向けて

2011年度以降売上の上昇が続いており、経営が黒字化してきていることから、公営競技の廃止は起こりにくい状況にある。しかしながら、今後の公営競技の経営については以下のような点を考えておく必要がある。

① 公共施設管理計画の中での位置づけ

人口減少の局面において地方公共団体では公共施設の維持管理についての見直しが進められている。公営競技場も公共施設の一つであり、維持管理計画や用地の有効活用等について、計画の中で位置づけておき、将来的な再整備時にどのように位置づけるのか検討し

ておく必要がある。なお、経営状況の悪化によりやむを得ず廃止に至る場合には、跡地利用について新たな財源が必要となることも含めた検討を行う必要がある。

公共施設管理計画の計画期間は、施設の寿命を考えると長期的なものとなるが、社会経済情勢の変化を考えると、5年程度を基準に利用計画の見直しを行う必要がある。

②民間活力導入の検討

都市部に立地する場合等、民間事業者からみて魅力ある立地である公営競技場が存在すると考えられる。跡地利用においても、都市部のにぎわいを持たせるという観点、再整備財源の確保という観点から、民間活力導入による整備の事例がみられる。

公共が土地を所有している場合で民間活力を用いた跡地整備の事例として大津びわこ競輪場があるが、施設整備予定が2019年であり、廃止からは8年となる。同様に事業が進行している花月園競輪場においても、廃止から10年以上かかる見込みである。一宮競輪場も同様の整備が計画されているが、選定スケジュールから推測すると同様の年数がかかることが想定される。

公共施設としての公営競技場の再整備計画において、さきの公共施設管理計画に位置づけ社会経済情勢の変化に応じて見直しを進めるとともに、施設の一部や遊休化した敷地等に民間活力の導入ができないか検討しておく必要がある。

表3 廃止になった公営競技場の再整備時期

競技種類	公営競技場	廃止年月	整備年
競輪	甲子園競輪場	2002年3月	2005年
	西宮競輪場	2002年3月	2008年
	門司競輪場	2002年3月	未定
	花月園競輪場	2010年3月	2020年予定
	大津びわこ競輪場	2011年3月	2019年予定
	観音寺競輪場	2012年3月	未定
	一宮競輪場	2014年3月	未定
地方競馬	中津競馬場	2001年6月	2015年
	三条競馬場	2001年8月	2014年
	上山競馬場	2003年3月	2012年
	足利競馬場	2003年3月	2010年
	高崎競馬場	2004年12月	2019年予定
	宇都宮競馬場	2005年3月	2019年予定
	岩見沢競馬場	2006年10月	未定
	北見競馬場	2006年11月	現況のまま利用
	旭川競馬場	2008年10月	2015年
	荒尾競馬場	2011年12月	未定
	福山競馬場	2013年3月	一部2019年予定
オートレース	船橋オートレース場	2016年3月	2020年予定

(資料) 各種資料等より筆者調べ

第3章 公営競技場の現状と施設利用の課題

1 公営競技場の分布

2018（平成30）年現在で、公営競技場は全国に97か所あり、全国に点在している。内訳は、競輪場43、ボートレース場24、オートレース場5、競馬場25（中央競馬10、地方競馬15）である。公営競技場が存在しない県は、宮城、秋田、山形、長野、山梨、鳥取、島根、宮崎、鹿児島、沖縄の10県である。（表4）

来場がしやすいように、ほとんどが都市部に立地しており、公共交通の利便性が高いところ、自動車でのアクセスがしやすい場所の立地が多い。

表4 公営競技場の分布

地方	都道府県	競技場
北海道	北海道	（中央競馬）札幌、函館（地方競馬）帯広、門別（競輪）函館
東北	青森県 岩手県 福島県	（競輪）青森 （地方競馬）盛岡、水沢 （中央競馬）福島（競輪）いわき平
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	（競輪）取手 （競輪）宇都宮 （競輪）前橋（ボート）桐生（オート）伊勢崎 （地方競馬）浦和（競輪）大宮、西武園（ボート）戸田 （オート）川口 （中央競馬）中山（地方競馬）船橋（競輪）松戸、千葉 （中央競馬）東京（地方競馬）大井（競輪）京王閣、立川 （ボート）平和島、江戸川、多摩川 （地方競馬）川崎（競輪）川崎、平塚、小田原
中部北陸 東海	新潟県 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 静岡県 三重県	（中央競馬）新潟（競輪）弥彦 （競輪）富山 （地方競馬）金沢 （地方競馬）笠松（競輪）岐阜、大垣 （中央競馬）中京（地方競馬）名古屋（競輪）名古屋、豊橋 （ボート）蒲郡、常滑 （競輪）伊東、静岡（ボート）浜名湖（オート）浜松 （競輪）松阪、四日市（ボート）津
近畿	福井県	（競輪）福井（ボート）三国

	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	(ボート) びわこ (中央競馬) 京都 (競輪) 京都向日町 (競輪) 岸和田 (ボート) 住之江 (中央競馬) 阪神 (地方競馬) 園田、姫路 (ボート) 尼崎 (競輪) 奈良 (競輪) 和歌山
中四国	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	(競輪) 玉野 (ボート) 児島 (競輪) 広島 (ボート) 宮島 (競輪) 防府 (ボート) 徳山、下関 (オート) 山陽 (競輪) 小松島 (ボート) 鳴門 (競輪) 高松 (ボート) 丸亀 (競輪) 松山 (地方競馬) 高知 (競輪) 高知
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	(中央競馬) 小倉 (競輪) 小倉、久留米 (ボート) 若松、芦屋、福岡 (オート) 飯塚 (地方競馬) 佐賀 (競輪) 武雄 (ボート) 唐津 (競輪) 佐世保 (ボート) 大村 (競輪) 熊本 (競輪) 別府

注) 札幌競馬場、中京競馬場は、中央競馬が主有している競馬場であり、近年は地方競馬のレースが行われていないことから、中央競馬としてカウントした。姫路競馬場は実際にはレースが行われていない。

(出典) 各団体資料より筆者作成

2 公営競技場の施設構成

公営競技場は、レースを行うための走路（水面）、観客がレースを見るためのスタンド、選手等が控える施設等の管理運営のための施設、観客へのサービス等のための施設からなり、競技の種類によって異なるところはあるものの、広大な敷地と規模の大きな建物の集合体である。

例えば、最も数の多い競輪場を例にとると、以下のような施設から構成される。大きくは、管理運営側の施設と観客のための施設、屋外スペースに分けることができる。(表5)(図2)

(1) 管理運営のための施設

管理運営のための施設は、レースを運営する側の人々のみが出入りできる施設であり、主な施設としては、レースを行う競走路（バンク）、選手および管理者が控える施設である

選手管理棟、レース期間中選手が滞在する選手宿舎がある。選手はレースの前日から外部との接触が禁じられているため、専用の宿舎がすべての競輪場に整備されている。

選手への取材や実況中継を行うための施設としてプレスルームやスタジオが別途整備されているか、選手管理棟に併設されている場合がある。

その他の管理運営のための施設としては、競輪を施行している地方公共団体（府県、市、村）職員の事務所が場内にある。また、投票状況を集計するためのコンピュータールームも場内に整備されている。

（２）お客様のための施設

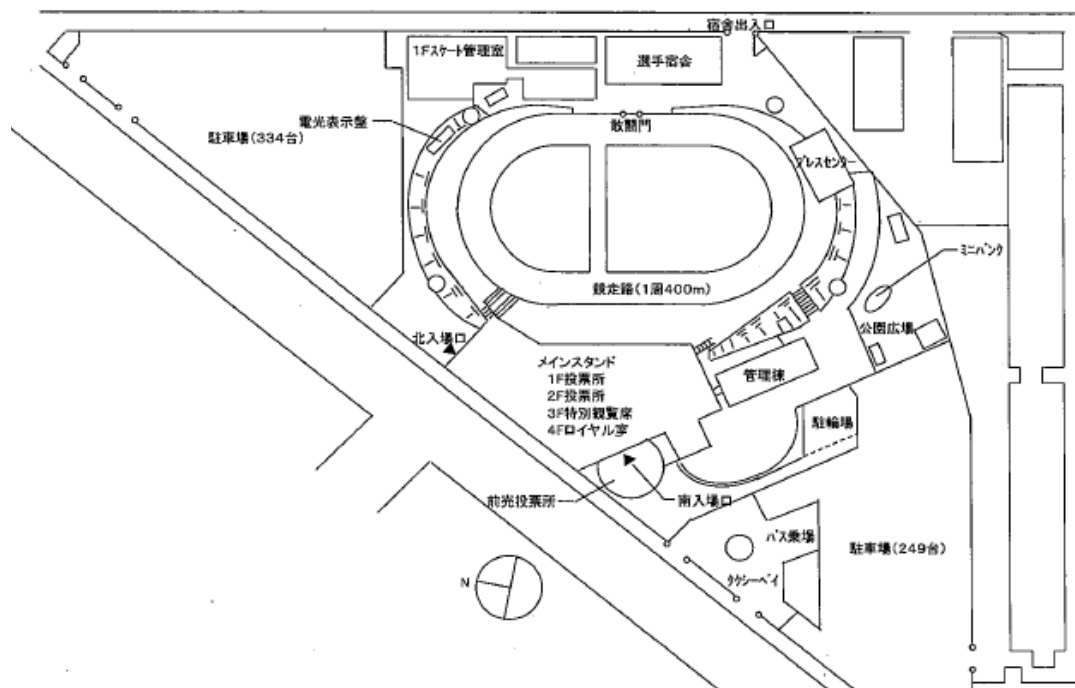
お客様が快適に観戦し楽しむための施設としては、観覧スタンドが整備されている。スタンド内には、観覧席をはじめ、投票券を購入するための発売所がある。スタンド内には売店や飲食店等のサービス施設が入っている場合が多いが、サービス施設が別棟で整備されている場合もある。

発売施設として、スタンドのほかに、レース開始時間前に投票券を購入することができる前売発売所、映像による観戦ができる映像観覧スペースを別に整備している場合がある。

（３）屋外スペース

屋外には、イベントスペースや屋外のオープンスペースがあり、場内のイベント等に活用されている。また、駐車場、駐輪場も整備されている。

図２ 競輪場内の施設例



（出典）函館市競輪事業部「函館競輪概要」平成28年度

表5 競輪場を構成する施設

施設	内容	備考
○管理運営側の施設		
競走路（バンク）	自転車レースを行う場所	
選手管理棟	選手および審判等の管理者が控える施設	
選手宿舎	レース期間中選手が滞在する施設	
プレスルーム	取材活動のためのスペース	他の施設内に位置する場合もある
スタジオ	実況中継のためのスペース	他の施設内に位置する場合もある
事務所	レースを施行（主催）する地方公共団体の事務所	他の施設内に位置する場合もある
集計センター	投票状況を集計するためのコンピュータールーム	他の施設内に位置する場合もある
○観覧側の施設		
スタンド	観覧席、発売所、休憩所、売店・飲食店等のサービス施設	管理運営側のスペースも併設されている
映像観覧スペース	映像によるレース観覧ができる施設	スタンド内に位置する場合もある
サービス施設	休憩所、売店・飲食店等のサービス施設	スタンド内に位置する場合もある
前売発売施設	レース開始時間前に購入するための施設	
○屋外スペース		
入場ゲート	入場口（1～数か所）	
イベントスペース	場内でのイベントを行うための施設	スタンド等の屋内にある場合もある
オープンスペース	屋外で休憩等を行う施設	
駐車場、駐輪場	お客様が駐車するスペース	
バス乗り場	送迎バスの発着スペース	

（出典）現地調査等により筆者作成

3 施設有効活用における課題

公営競技施設の有効活用は、経営面からみると、多くの人が公営競技場に立ち寄り公営競技に参加してみようというきっかけをつくり、お客様のすそ野を広げ、将来にわたっての収入増につながる事となる。また、イベント会場等して活用すれば使用料等を得ることが可能となり、収入を増やす事となる。

施設を有効活用していくにあたっては、以下のような課題があり、これらに対応した有効活用方策を検討していく必要がある。特に、低迷から脱却できていない競輪が、最も施設活用の面で喫緊の課題となっていると考えられるため、以降は競輪を中心とした検討課題を示していく。

(1) 施設の老朽化

売上の減少局面において利益が十分でなかったことなどにより、特に競輪、地方競馬、オートレースの施設整備は昭和時代に行われたものが多く、観客席等の施設が築 40～50 年程度経っており老朽化が著しい。また、旧耐震基準で整備されており、耐震に問題がある施設もみられる。そのため、安全な観戦環境を提供できておらず、早期の改修が必要とされている。競輪場の施設においては、43 場中 18 場において耐震改修や耐震診断が対応できていない状況にある²¹。

(2) 快適な観戦環境対応への遅れ

レジャー施設において、快適な環境を提供することはお客様の満足度向上や来場につながる事であるが、施設の老朽化と同様に対応が遅れている。そのため、近年整備した施設を除くと、公営競技を経験していない人が行ってみたいと思われるような魅力ある施設とは言い難い状況にある。

例えば、快適な観覧場所の提供、映像を含めた情報提供、魅力ある売店・飲食店の設置、分煙・禁煙対策、洋式化や温水洗浄便座化などのトイレの整備、バリアフリー対応などが課題である。

(3) 来場者の減少による余剰の発生

売上の減少は、来場者の減少によるものであり、ピーク時に合わせて整備された観覧施設に余剰が生じており、休日等のピーク時にも満員となることはまれである。

また、他場開催のレースを発売する場外発売の増加、インターネット投票の普及により、売上が回復した局面にあっても、来場者の減少傾向は続いている。(図 3)

来場者の減少にともない、発売施設、サービス施設等にも余剰が生じており、見直しが求められている。

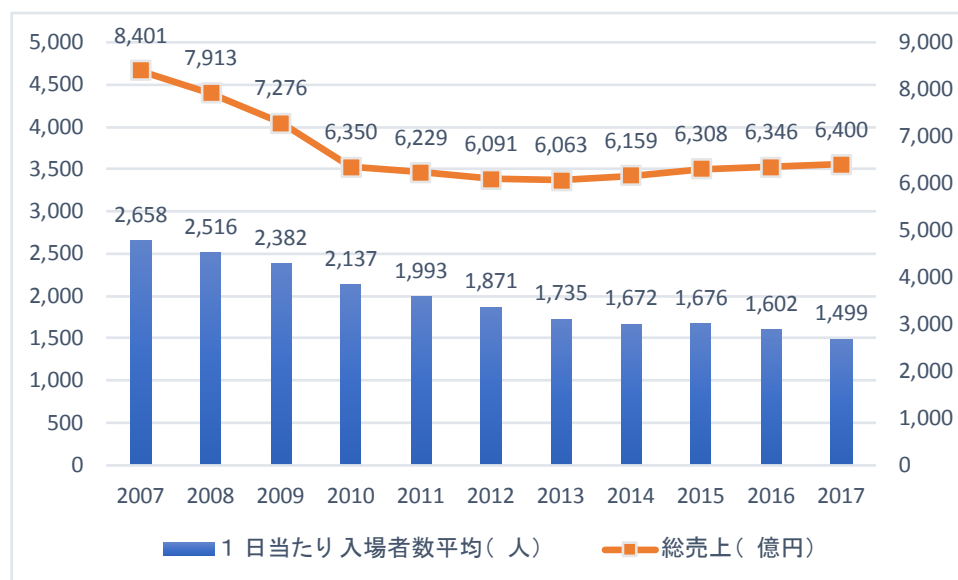
²¹ (公財) 全国競輪施行者協議会「先導的施行者選定項目データ」平成 30 年 5 月 14 日

(4) 開催日数の少なさ

特に競輪においては、人気が過熱した時代があったため、2001年度までは開催日数が標準で72日とされてきていた。近年は黒字化のための開催日数削減により、概ね年間46日が標準となっている。他競技においては開催日数が異なるが、ボートレース以外は年間の半数以下の日数²²となっている。したがって、施設自体を利用していない日が多く存在する。

なお、観覧施設の一部は、場外発売実施で活用されているが、施設全体を利用しているわけではない。

図3 競輪における近年の入場者数と売上の推移



(出典) JKA資料より筆者作成

²² 公営競技で最も開催日数が多いのはボートレースであり平成29年度は180日(多摩川・江戸川)～203日(浜名湖)開催している。オートレースは全体で1～2場の開催となるように日程調整がなされており、47日(山陽)～112日(川口)(平成29年度)であった。中央競馬は土日かつ最大3場までの開催であり、最も少ない札幌競馬場・函館競馬場では各12日、最も多い東京競馬場で45日(平成29年)に過ぎない。地方競馬では、場により日数が異なり49日(浦和)～163日(園田)(平成29年度)である。

第4章 公営競技場施設の有効活用への考察

第2章及び第3章でみた通り、公営競技場の施設については、廃止をした場合にも跡地の活用策が十分に考えられてこなかったこと、現在競技を実施している施設においても、これまでの経緯等から非開催時に十分な活用がなされていない状況が明らかになった。

公営競技場の非開催時の有効活用については、以下の点について留意しつつ、検討を進める必要がある。なお、施設整備にかかる費用は、公営競技の実施による収益により賄うため、地方公共団体が財政支出を行う必要はない。

1 コンパクトな施設整備

入場者数の減少傾向は今後も続くと想定されるため、入場者の状況を見通しながら、観客席や発売所のスペースを絞り込み、コンパクトな施設整備を通じて多くの余剰スペースを生み出し、非開催時に活用する必要がある。

これまでに、余剰となった発売所を休憩スペース等に転用した例もみられるが、入場者数の動向を見通して、収容ができる範囲での施設リニューアルを行う必要がある。

また、施設管理の効率化を図る上でも、分散している施設を集約化し、余剰となっている施設については、用途の転用を検討するとともに、老朽化している場合には撤去をしていくことが求められる。

近年整備された公営競技場では、丸亀ボートレース場、蒲郡ボートレース場、鳴門ボートレース場、徳山ボートレース場などが、スタンド規模を小さくし、集約化した形でリニューアルを行っている。

また、場外発売時に施設を集約化するため、ボートレース場では全24場で外向発売所²³を整備している。別棟を整備している場合と既存スタンド等を改修等により有効活用している場合がある。

2 地域住民に開かれた施設整備

(1) 地域住民の交流場所となる施設の整備

これまでの公営競技場は、賭け事を行う施設であり、周囲と明確に区分する施設整備がなされてきており、近隣をはじめとした住民が気軽に立ち寄る雰囲気を作ってこなかった。

近年は主催する地方公共団体は、公営競技施設は誰もが楽しむことのできるレジャー施設として整備を進めている。これからの施設整備にあたっては、地域の人々が場内のサービス施設を利用するだけでなく、地域の集会やイベント等の会場として積極的に利用できるような機能を場内に設けることが考えられる。これらの取り組みにより、多くの人が

²³ ボートレース場内に入場することなく投票券（舟券）が購入できる施設であり、内部には投票所、映像観覧スペース、売店（コンビニエンスストア）等が整備されている。入場門に隣接している場合、競走水面の対岸に整備されている場合があるが、いずれも駐車場が隣接しており、お客様の利便性に配慮している。

立ち寄り公営競技に参加してみようというきっかけをつくり、お客様のすそ野を広げていくことは将来にわたっての収入増につながる事となる。また、イベント会場としての使用料の徴収を行えば収益にも寄与することとなる。

さきに述べた通り、公営競技場はボートレースにおいては年間の半分弱、競輪においては年間の8割が開催で利用されていない状況にある。施設については、少なくとも数千人を収容できる観客席をはじめとした屋内施設を持ち、屋外にもオープンスペースをもっている。公営競技場は大都市部を除くと十分な駐車場を持っているところが多く、イベント開催に適している。地方公共団体として地域経済の活性化に取り組むという意味合いからは、地域の農水産物や加工品を販売する会場、フリーマーケットの会場、展示販売の会場、B級グルメなど飲食イベント会場等としての活用が考えられる。また、公営競技場は映像装置も完備しており、映像装置を活用したパブリックビューイング²⁴会場としての活用も考えられる。

屋内施設の活用としては、自治会等地域の集会場所や地域のサロンのような場所としての開放はもちろんであるが、会議・研修・講習会等の会場としての開放、屋内スタンドを利用した映像や音楽等による発表や練習会場としての活用、近年人気があるコスプレ²⁵等のイベント会場としての活用など、多くの用途での活用が考えられる。さらに、選手が利用している管理施設はトレーニング施設として、宿舎²⁶は各種団体の合宿や民泊等に活用することも可能である。

最近整備を行った例としては、若松ボートレース場では、多目的ホールや市民ホールからなる「クレカ若松（特別観覧施設）」を新規に整備するとともに、余剰施設を改修して知育玩具を揃えた親子交流を促進する子育てスペースとして「わかわくランド」を整備している。このような取り組みによりボートレース場の施設を市民が気軽に利用できる環境を整えてきている。

（2）地域スポーツ等の活動拠点となる施設整備

公営競技場はレースを実施する場所であり、特に競輪場ではアマチュアの競技者が練習場所としているなど、スポーツとの関係性が高い施設である。既に、スポーツを行うために必要な更衣場所、機材等の置き場所があり、駐車場や駐輪場を完備している。

レースの走路だけでなく、オープンスペースや室内スペースを活用して、地域のスポーツ活動に開放することが求められる。具体的には、フットサル、ハンドボール、テニス、

²⁴ スポーツやコンサート等のイベントを会場内の映像を通して観覧すること。オリンピック、ワールドカップ（サッカー等）、地元チームの全国大会出場試合等で実施することが考えられる。

²⁵ 漫画、アニメ、ゲーム等のキャラクターに扮装すること

²⁶ 競輪場の場合は、2人部屋または4人部屋で、風呂・トイレ共用となっている。なお、競輪場の多くは市街地及び近郊に立地しており交通アクセスには問題はない。

3 on 3、キックバイク、スケートボード、ローラースケート、ボルタリング等での利用が可能であると考えられ、周囲を利用したウォーキングやランニング、サイクリングコースの設置も考えられる。また、近年人気が高まっているダンスやチアリーディングの練習や発表会場として活用することも考えられる。

(3) 地域防災の拠点となる施設整備

東日本大震災を契機として、防災への意識が高まっており、広い敷地を持ち、多くの人を収容できる公営競技場は、一時的な避難所として適当な施設である。レースの円滑な実施のための非常用発電装置を持ち、場内に飲食店があり厨房を持っていること、選手宿舎があり宿泊や入浴も可能である。

今後の活用にあたっては、防災拠点としての位置づけを行い、避難する住民（地域）の想定を行い、必要となる物資等の備蓄を行うなど、地域に貢献できる施設としての整備を検討する必要がある。

最近整備された例として、平塚競輪場メインスタンドは、地域住民のニーズに応え津波被害に備え十分な高さを持ち屋上に1,000人程度の避難が可能な施設となっているほか、スタンド内に食料・飲料をはじめ防災用品を備蓄しており、災害時に地域住民が避難できるようになっている。

3 多目的利用が可能な施設整備

現代の公営競技において多くの日数で行われている場外発売における来場者は、開催における来場者よりも少ないことから、場外発売は場内の一部に集約化することが可能である。さきに示した地域貢献、地域スポーツ等への貢献、地域防災の拠点として活用していくためには、開催していない日の空いている施設や屋外スペースをさまざまに活用できるような施設として整備していく必要がある。(表6)

公営競技のレース運営に関しては、民間活力の導入として、開催運營業務に関する包括民間委託が導入されており、施設の管理委託もその内容に含まれている。また、観客席の一部について売上向上策として包括民間委託を受託した事業者が整備している例がある。

これまでの施設整備は、収益金により地方公共団体が主体となって行ってきた。特に競輪では開催していない日が多いため、その活用を考えると、施設整備に関しても民間活力を活用し、多目的な利用方法の提案を受け、レース開催以外での収益を上げる方法の提案など、非開催時の施設の有効活用が求められる。

民間活力の参入により非開催時の有効活用が進むにつれて、開催時と非開催時の運営体制や会計の区分についての検討、やむなく廃止する際の運営主体の移行が課題となると考える。こちらについては、今後の研究課題としたい。

表6 施設の有効活用についての考え方

	具体的実施例	活用する施設
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○農水産物等販売、フリーマーケット展示販売、飲食イベント会場 ○パブリックビューイング会場 ○自治会等地域の集会場所や地域のサロンのような場所 ○会議・研修・講習会等の会場 ○映像や音楽等による発表や練習会場 ○コスプレイベント ○トレーニングジム ○合宿、民泊 	<ul style="list-style-type: none"> オープンスペース 走路内スペース 屋外映像装置、屋内映像スペース 会議室 屋内休憩スペース 屋内観客スタンド、会議室 屋内映像スペース・観客スタンド 屋内スペース オープンスペース 走路内スペース 選手管理スペース 選手宿舎
地域スポーツ等	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車トラック競技の練習 ○フットサル、ハンドボール、テニス、3 on 3 ○キックバイク、スケートボード、ローラースケート ○ボルタリング ○ウォーキング、ランニング、サイクリングコース ○ダンスやチアリーディングの練習や発表会場 	<ul style="list-style-type: none"> 走路 オープンスペース 走路内スペース オープンスペース 走路 壁面、バンク斜面 オープンスペース 敷地周囲 オープンスペース 走路内スペース
地域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所（物資の備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> スタンド内各所 オープンスペース

（出典）筆者作成

<参考文献>

【論文等】

石川義憲 (2010)「日本の公営競技と地方自治体」財団法人自治体国際化協会、政策研究大学院大学比較地方自治研究センター (COSLOG) 分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No. 16

江口晃生 (2009)「競艇界のさらなる発展に向けた改善策に関する研究」, リサーチペーパー, 早稲田大学

小川一茂 (2006)「競輪事業の廃止にかかる損失の補填に関する一考察」, 『神戸学院法学』36(2), p. 297-327

福井弘教 (2017a)「公営競技の形成と展望 ―競艇を中心に―」法政大学公共政策志林, p. 227-235

福井弘教 (2017b)「都市空間における公営競技のあり方に関する研究 : 江戸川競艇場を中心事例として」法政大学大学院紀要, p. 149-163

古川岳志 (1998)「競輪の変容過程 競輪から見たギャンブルとスポーツの関係」スポーツ社会学研究第6巻, p. 84~129

古林英一 (2016)「公営競技の誕生と発展―競輪事業を中心に―」北海学園大学学園論集第168号 p. 41-77

古林英一 (2017)「公営競技の「拡張」と「縮小」―競輪を中心に―」北海学園大学学園論集第172号 p. 31-70

寄藤晶子 (2005)「愛知県常滑市における「ギャンブル空間」の形成」, 『人文地理』57(2), p. 5-26, 人文地理学会

渡辺俊太郎 (2014)「競輪場が果たすべき役割についての研究」早稲田大学大学院スポーツ科学研究科修士論文

【書籍等】

日本自転車振興会 1999年「競輪50年史」

【報告書等】

大津市「大津びわこ競輪場跡地利活用における 民間活力導入の基本的な方針について」平成28年3月

上山市「市報かみのやま」2010年4月1日号

経済産業省製造産業局車両室「競輪・オートレースをめぐる最近の状況について」平成30年5月14日

(公財)全国競輪施行者協議会「先導的施行者選定項目データ」平成30年5月14日

栃木県「栃木県総合スポーツゾーン全体構想」平成26年1月

函館市競輪事業部「函館競輪概要」平成28年度

福山市「福山市営競馬場利活用跡地基本計画」2015年3月

<英語による論文題名、執筆者所属、執筆者氏名、英文要約>

Consideration about Effective Utilization in Race Fields for Public Competition

Keio Research Institute of SFC Senior Researcher

Masatoshi YAMAMOTO

Public Competition in Japan is begun for promotion of allied industries and financing of a local public government after the Second World War, and it continues for more than 70 years. The sales are being increased smoothly from begun time, and a problem on the management has not formed, but decrease of the sales continues by diversification in entering leisure and depression for long period in Heisei, and from around the beginning 21th century, some race fields for horse race and bicycle race were closed.

When having decided stop races by the deficit in the time, they had not been considered that effective use in facilities.

Facilities are also maintained based on the time when many visitors had that the time of the Showa, and effective use in facilities which correspond to visitor's decrease is a problem. It's requested in case of effective use that a local government doesn't stick to the conventional way to consider and advance maintenance personally and is considering consideration of a plan and maintenance by PPP method.